

内みのわ運動公園
公園施設及び附属設備の
維持管理業務仕様書（案）

君津市

目 次

○内みのわ運動公園 自家用電気工作物保安管理委託仕様書	1
○内みのわ運動公園 浄化槽維持管理委託仕様書	8
○君津市民体育館 機械警備業務委託仕様書	1 0
○君津市民体育館 清掃及び設備管理業務委託仕様書	1 1
○君津市民体育館 消防設備保守点検業務委託仕様書	1 5
○君津市民体育館 防火対象物定期点検業務委託仕様書	1 7
○君津市民体育館 非常用自家発電装置 保守点検業務委託仕様書	1 8
○君津市民体育館 舞台装置保守点検業務委託仕様書	2 1
○君津市民体育館 バasketボール保守点検業務委託仕様書	2 2
○君津市民体育館 油圧式高所作業台保守点検業務委託仕様書	2 3
○君津市民体育館 ボイラー保守点検業務委託仕様書	2 5
○君津市民体育館 排水ポンプ槽保守点検業務委託仕様書	2 7
○内みのわ運動公園内公園施設管理業務委託仕様書	2 9

○ 内みのわ運動公園 自家用電気工作物保安管理委託仕様書

1 目 的

本仕様書は、内みのわ運動公園(以下「施設」という。)施設の保安管理業務を行うことにより、不良箇所を早期に発見・整備し、施設が関係法令に適合しなくなるのを未然に防止し、利用者の安全確保のため、必要な事項を定め、施設を良好な状態に保つことを目的とする。

2 業務の履行

受託者は、業務により関係法令に基準に適合しない設備又は適合しなくなると予測される設備を発見した場合には、直ちに監督員に報告し、協議のうえ適切な処置を行わなければならない。

3 業務の内容

(1) 業務の内容は、次に掲げるものとする。

電気事業法第42条第1項の規定により、委託者が定める「保安規程」を遵守するために電気事業法第55条第2項の規定による承認を受けた委託契約の相手方により法定実務を実施する。

- ①月例点検・年次定期点検
- ②工事の監督及び検査立会
- ③緊急時の対応
- ④保安規程に記載する事項
- ⑤その他、委託者・受託者の協議した事項

(2) 設備内容

設備容量 655KVA 受電電圧 6,600V
非常用予備発電装置 50KVA 200V

(3) 受電所内計器支持記録

受電盤動力 受電盤電灯 庭園棟動力 庭園棟電灯
体育館高圧盤

4 緊急時の対応

受託者は、故障、災害、事故等により管理施設に重大な支障を生じ、又は生じると予想される場合は、直ちに担当職員に連絡するとともに緊急処置に応じる準備を行うこと。

5 安全管理

- (1) 受託者は、労働安全衛生法、同規則及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し、必要な措置を講じて労働災害の防止に努めることとする。
- (2) 事故防止のために保安管理教育と防災訓練等を実施し安全対策を安全管理計画書に記載する。
- (3) 安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ速やかに監督員へ連絡するものとする。

6 設備の熟知

受託者は、事前に点検対象機器・点検内容について熟知のうえ業務を行うこと。

7 軽微な補修

受託者は、業務において機器に異常を認めた場合は、直ちに監督員に報告すること。軽微な補修については受託者の負担とするものとする。

8 使用計器

点検に使用する計器等については、受託者で用意し、実施計画及び報告書にこの旨を記載する。

9 立 会

受託者は、公的機関による検査が必要な場合は総括責任者を検査時に立ち合わせる
こと。

10 業務報告

- (1) 受託者は、業務が終了するごとに、点検結果を監督員に報告すること。
- (2) 全ての業務が終了したときは、点検結果調書及び保守点検状況の写真を監督員に提出すること。

11 保 障

- (1) 受託者は、業務の完了後に発生した機器の障害について、その原因が明らかに当該業務の不備と思われるものについては、受託者の責任において速やかに対応しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって関係法令上のすべての責任を負うものとする。

12 電気設備保安業務に係る確認事項

- (1) 指定管理者は、自家用電気工作物について、電気事業法第39条第1項の規定により、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持すること。
- (2) 君津市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
- (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
- (4) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

13 雑 則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても管理上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うこと。
- (2) 業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じること。
- (3) 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議のうえ定める。

14 提出書類

受託者は、別表の書類を監督員と協議し、提出すること。

別 表

書 類 名	提 出 日
着 手 届	契約後 7 日以内
現場代理人通知書	
工 程 表 (作業手順書及び作業予定表)	
緊急時連絡体制表	
業務分担組織図	完了後
点検結果報告書	
業務完了届	
業務写真帳	
故障・修理報告書	その都度
業務打合せ記録簿	
その他	

自家用電気工作物 保安管理業務 細目書

(委託業務の内容)

第1条 受託者が定例的に実施する保安管理業務は、次の各号によるものとします。

(1) 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書(以下「契約書」といいます。)

第2条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験(その細目及び具体的基準は、別表「点検、測定及び試験の基準等」のとおり)を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行うこと。

(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは東京電力株式会社より通知を受けたとき又は点検の際に発見したときは、応急措置を指導し、事故原因の探求に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導、助言し、必要に応じて精密検査を行うとともに電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続の指導を行うこと。

(3) 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

2 前項以外に受託者がその都度実施する保安管理業務は、次の各号によるものとします。

(1) 契約書第2条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うこと。

(2) 契約書第2条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) 契約書第2条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、別表「点検、測定及び試験の基準等」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導及び助言を行うこと。

3 前各項の受託者に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物の保安及び前各項の受託者に委託する保安管理業務以外に必要な自家用電気工作物の保安については、委託者の責により自主的に行うものとします。この場合において、委託者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、自家用電気工作物の保安について、受託者は指導、助言又は協議を行うものとします。

(1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

(2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

(3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等

(4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等

(5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

(委託者及び受託者の協力及び義務)

第2条 委託者は、受託者が保安管理義務の実施にあたり、受託者が指導若しくは助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとします。

2 受託者は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

(受託者への通知)

第3条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を直ちに受託者に通知するものとします。

(1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合

(2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合

(3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

(4) 電気工作物の設置若しくは変更の工事を計画若しくは施工する場合又は工事が完了した場合

(5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合

(6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合

(7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合

(8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合

(9) 電気の保安に関する組織を変更する場合

- (10) 業種、代表者若しくは事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (11) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
- (12) 東京電力株式会社等との契約電力を変更する場合
- (13) その他必要な場合

2 受託者は、次の各号に掲げる事項を委託者に通知するものとします。

- (1) 受託者の勤務時間内における受託者への連絡方法
- (2) 受託者の執務時間外における受託者への連絡方法
- (3) その他必要な事項

(連絡責任者等)

第4条 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとします。

2 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとします。

3 委託者は、全各項に変更が生じた場合は、直ちに受託者に通知するものとします。

4 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとします。

(実施日程等)

第5条 受託者は、第1条第1項第1号に定める業務を原則として、平日の受託者の執務時間に実施するものとし、あらかじめ委託者に対して実施予定日を次のとおり通知するものとします。

(1) 月次点検(主として運転中の施設の点検、測定及び試験) 実施予定日の前日まで

(2) 年次点検(主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験) 実施予定日の2週間前まで

2 委託者は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとします。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、委託者受託者協議の上、新たな日程を定めるものとします。

3 年次点検等の実施において、東京電力株式会社等の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、東京電力株式会社等に対する手続は、受託者が行うことができるものとします。

(事業場内の立入り等)

第6条 受託者は保安管理業務を行うため、必要に応じて委託者の事業場内に立入ることができるものとします。この場合において、受託者は、委託者の服務規律を尊重するものとします。

(記録の確認等)

第7条 受託者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、委託者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとします。

(検査員の資格等)

第8条 受託者は、保安管理業務を実施する者(以下「検査員」といいます。)には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてるものとします。

2 検査員は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補佐させるものとします。

(委託手数料の加算等)

第9条 第1条第1項に掲げる業務に対する手数料は、契約書第3条のとおりとしますが、第1条第1項第1号に定める業務を平日の受託者の執務時間以外に実施する場合の手数料は、別に受託者の定める規定によりその都度算定します。

2 前項以外の手数料は、別に受託者の定める規定によりその都度算定します。

3 前2項の手数料には、消費税法及び地方税に定める税率で算定した消費税額を別途加算するものとします。

4 契約が消滅し又は変更した場合は、必要に応じて手数料の精算をするものとします。

(手数料の支払い期日)

- 第10条 前条第1項及び第2項の手数料は、受託者の定める一括前払割引きを適用する場合は、受託者が適法な請求書を提出し、委託者が受理した日から30日以内に支払うものとします。
- 2 委託者の受託者に対する支払いは、原則として、受託者の指定する金融機関に払い込むものとし、払込み日をもって支払われたものとします。

(損害賠償の免責)

- 第11条 受託者は次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとします。
- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は受託者が指導若しくは助言した事項について、委託者が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合
- (2) 委託者が法令又は契約に違反することにより損害を生じた場合
- (3) 第3条第1項に掲げる委託者から受託者への通知を怠ることに起因して損害を生じた場合
- (4) その他自然災害等受託者の責めとならない事由により損害を生じた場合

(記録の保存)

- 第12条 受託者が実施した保安管理業務の結果の記録等は、委託者受託者双方において3年間保存するものとします。

(備品等の整備)

- 第13条 委託者は、受託者と協議の上、委託者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

(機密の保持)

- 第14条 受託者は、業務上知り得た委託者の機密を他に漏らさないものとします。

(契約の変更等)

- 第15条 委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約有効期間内でもこの契約を更改することができるものとします。
- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量又は定格電圧が変更された場合
- 2 委託者が保安規程を変更する場合又は受託者が保安業務受託規程、手数料細則等を変更する場合は、契約有効期間内であっても、委託者受託者協議の上、この契約を更改することができるものとします。

- 第16条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、消滅するものとします。

- (1) 契約の解除
- (2) 契約の失効
- (3) 契約期間の満了

(契約解除等)

- 第17条 委託者又は受託者のいずれか一方が、この契約に基づく義務に違反し、他の一方が契約の本旨にしたがって保安管理業務の実施ができないと認める場合は、他の一方はこの契約を解除することができるものとします。
- 2 委託者が手数料の支払いを延滞した場合は、受託者は、この契約を解除することができるものとします。
- 3 契約書第2条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。
- (1) 廃止された場合
- (2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7000ボルトを超えた場合

(電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

第18条 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設(以下「不安全施設」といいます。)がある場合は、委託者受託者協議の上、速やかに改修するものとします。

2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、原則として委託者が負担するものとします。

3 受託者は委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

4 受託者は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができるものとします。

(その他)

第19条 この細目に定めていない事項及び条項の解釈に疑義を生じた場合は、委託者の保安規程を尊重し、その都度委託者受託者相互で協議することとします。

以 下 余 白

別 紙

点検、測定及び試験の規準等

1－1 月次点検及び年次点検

電 気 工 作 物		点 検 方 法	点検方法	年 次 点 検	
				A	B
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)		概 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		区 分 開 閉 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	遮 断 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	開 閉 器	動 作 試 験		○	○
		内 部 点 検			○
		絶 縁 油 の 点 検			○
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	計 器 用 変 声 器	外 観 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
	変 圧 器	外 観 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	
		内 部 点 検			
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			
	電 力 用 コ ン デ ン サ	外 観 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
	避 雷 器	外 観 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
	母 線	外 観 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
	そ の 他 の 高 圧 機 器	外 観 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
	配 電 盤	外 観 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			
		保 護 継 電 器 動 作 試 験			
	制 御 回 路	保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			
		計 器 校 正 試 験			
		制 御 回 路 試 験			
	受 電 設 備 の 建 物 ・ 室	外 観 点 検			
	キュービクルの金属箱				
	接 地 装 置	外 観 点 検			
		絶 縁 抵 抗 測 定			

○ 内みのわ運動公園 浄化槽維持管理委託仕様書

(目 的)

第1条 本仕様書は、内みのわ運動公園(以下「施設」という。)浄化槽維持管理委託に適用し、施設を良好に維持し、快適な環境を保つことを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、施設の機能を十分発揮するよう本仕様書のほか契約書、特記仕様書及びその他関係法令等に基づき、効率的、経済的、かつ、安全に行うよう業務を履行しなければならない。

(業務の内容)

第3条 業務の場所、種類、処理方法及び処理人員の内容は、次のとおりとする。

業 務 場 所	名 称	種 類	処理方法	処理人員
君津市内箕輪一丁目	運動公園グランド東側	単独	腐敗方式	40人槽
〃	運動公園管理事務所	〃	分離ばっ気方式	50人槽

2 点検の内容は、次のとおりとする。

なお、保守点検又は水質分析終了後は、担当課へ報告書を提出するものとする。

(1) グランド東側

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 保守点検(1回/4ヶ月) | 3回/年 |
| ② 消毒薬 | 7.0 kg |
| ③ 浄化槽清掃費 | 5.0 m ³ |

(2) 管理事務所

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 保守点検(1回/4ヶ月) | 3回/年 |
| ② 消毒薬 | 9.0 kg |
| ③ 浄化槽清掃費 | 6.8 m ³ |

(緊急時の対応)

第4条 受託者は、故障、災害、事故等により管理施設に重大な支障を生じ、又は生じると予想される場合は、直ちに担当職員に連絡するとともに、緊急処置に応じる準備を行うものとする。

(安全管理)

第5条 受託者は、労働安全衛生法、同規則及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に、安全衛生管理に留意し、必要な措置を講じて労働災害の防止に努めるものとする。

2 事故防止のために保安全管理教育と防災訓練等を実施し、安全対策を安全管理計画書に記載するものとする。

3 安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ速やかに監督員へ連絡するものとする。

(創意工夫)

第6条 受託者は、常に創意工夫を心がけ業務の効率化を図り、施設の改造を必要とする場合は、監督員の指示に従うものとする。

（ 軽微な補修 ）

第7条 受託者は、業務により発見した不良箇所、故障箇所又は事故により発生した破損箇所のうち手工具、支給材料等を用いて修理可能なものについては、監督員と協議のうえ処置するものとする。ただし、緊急を要する場合は応急処置を行うとともに、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（ 廃棄物の処理 ）

第8条 受託者は、ゴミ、汚泥、土砂その他これらに類するもの処分は関係法令等に従い、適正に処分するものとする。

（ 業務報告 ）

第9条 受託者は、業務実績を明らかにするため、委託者が指示する報告書を提出する。

（ 雑 則 ）

第10条 本仕様書に明記されていない事項であっても管理上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うものとする。

2 業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じること。

3 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議の上定めるものとする。

（ 提出書類 ）

第11条 受託者は、別表の書類を監督員と協議し、提出するものとする。

別 表

書 類 名	提 出 日
着 手 届	契約後 7 日以内
現場代理人通知書	
工 程 表	
緊急時連絡体制表	
業務完了届・業務写真帳	完了後
業務点検記録簿 故障・修理報告書 業務打合せ記録簿・その他	その都度

○ 君津市民体育館 機械警備業務委託仕様書

(目 的)

第1条 本仕様書は、君津市民体育館(以下「施設」という。)機械警備業務委託に適用し、施設の機械警備業務を行うことにより、無人の施設を安全な状態に保つことを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、業務により関係法令の基準に適合しない設備又は適合しなくなると予測される設備を発見した場合には、直ちに監督員に報告し、協議のうえ適切な処置を行うものとする。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 警備対象 所在地 君津市内箕輪一丁目1番1号
名 称 君津市民体育館
- (2) 警備方法 ANSシステムによる機械警備
- (3) 警備担当時間 カードスイッチのセット時からリセット時までの間

(緊急時の対応)

第4条 受託者は、大雨、台風、火災、地震、事故等により施設に重大な支障を生じ、又は生じると予想される場合は、直ちに担当職員に連絡するとともに、緊急処置に応じる準備を行うものとする。

(使用計器)

第5条 点検に使用する計器等については、受託者で用意し、実施計画及び報告書にこの旨記載するものとする。

(業務報告)

第6条 受託者は、毎月の業務が終了する毎に、点検結果を監督員に報告するものとする。
2 全ての業務が終了したときは、点検結果調書及び保守点検状況を監督員に提出するものとする。

(雑 則)

第7条 本仕様書に明記されていない事項であっても管理上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うものとする。
2 業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じるものとする。
3 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

(提出書類)

第8条 受託者は、別表の書類を監督員と協議し、提出するものとする。

別 表

書 類 名	提 出 日
着 手 届	契約後 7 日以内
現場代理人通知書	
工 程 表	
緊急時連絡体制表	
業務完了届・業務写真帳	完了後
故障・修理報告書 業務打合せ記録簿 その他	その都度

○ 君津市民体育館 清掃及び設備管理業務委託仕様書

(目 的)

第1条 本仕様書は、君津市民体育館の内外に清掃作業要員を適正に配置して、常時清掃作業を行うことにより、市民体育館の環境衛生を良好な状態に保ち、施設利用者に不快感を与えないようにすることを目的とする。

(業 務)

第2条 業務の実施にあたっては、この仕様書の清掃作業基準及び空気調和設備保守点検により、能率的かつ安全に業務を遂行するものとする。

(損害賠償)

第3条 受託者は、清掃業務の履行にあたり委託者又は第三者に損害を与えた場合、委託者又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に起さない理由によって生じた損害については、協議の上決定するものとする。

(業務の範囲)

第4条 受託者は、委託者の業務に支障を生じさせない後記面積を清掃するものとする。

(業務内容)

第5条 日常床清掃、定期床清掃、窓ガラス清掃及び空気調和設備点検とする。

(報告業務)

第6条 受託者は、委託者に月別完了届を毎月実施後に提出するものとする。

(その他)

第7条 本仕様書に記載されていない事項であっても業務上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うものとする。

2 業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じること。

3 定期清掃を行う場合は、施設管理者へ事前に報告し、施設利用者に支障のないよう行うものとする。

4 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

【 清掃作業基準 】

1 清掃区分(床清掃)

(1) 日常清掃

ア 玄関、玄関ホール、玄関周囲の外部清掃(屑ふき取り)等

- ① 建物等外廻りの紙屑類を処理すること。(屑カゴを含む)
- ② 各出入口扉の硝子に付着した汚れ、埃を洗浄液で取り除き磨きあげること。
- ③ 把手部分等の金属部は光沢の維持に努めること。
- ④ 各種マットを真空掃除機又は水拭き、水洗い等により清掃すること。
- ⑤ ロビーのテーブル、椅子、公衆電話等のから拭き又は水拭きをすること。
- ⑥ 灰皿の内容物を処理し、容器を洗浄し、少量の水を入れておくこと。
- ⑦ 屑カゴのごみ類はビニール袋に収集し、所定の場所に捨てること。
- ⑧ 壁面の埃を払うこと。
- ⑨ 新聞・郵便受けを水拭きすること。
- ⑩ ロビーは、汚れの状況に応じて適宜清掃すること。
- ⑪ 絨毯の床面は、電気掃除機で塵埃等を除去すること。

イ 廊下、その他共用部分

- ① 自在箒を使用し床面を掃き、サニーモップを使用して細かい埃や砂等を除去し、床面のつや出しを行うこと。
- ② 絨毯の床面は、電気掃除機で塵埃等を除去すること。

- ③ 特に汚れが目立つ所は、洗剤をモップにつけて床面を拭き上げワックス塗布し、仕上げる。
- ④ 屑類を取り集めて処理すること。
- ⑤ 床面に付着しているガム等をパテナイフ又は薬剤で除去すること。
- ⑥ 窓際又は壁面にある空調機器のパネル部分を水拭き又はから拭きすること。
- ⑦ 椅子をから拭きすること。
- ⑧ ホールにある備品は、所定の場所に配置しておくこと。
- ⑨ 随時、点検し手直しを行うこと。

ウ 便所、更衣室、シャワー室

- ① 床面を掃き掃除すること。
- ② 床面を水拭きし、汚れの甚だしい場合は、中性洗剤等で洗浄すること。
- ③ トイレトーパー、石けん水を補給すること。
- ④ 洗面台を清掃し、鏡を磨きあげること。
- ⑤ 便器、洗面器等は、雑巾、スポンジ等の柔らかいもので水洗いをし、汚れを生じたときは、薬品を用いて完全に取除くこと。
- ⑥ 金属部分をから拭きし、磨きあげる。便所の把手は特に注意して磨くこと。
- ⑦ 汚物入れの内容物を処理し、洗剤拭き又は水拭きをし、消毒剤を用いて防臭殺菌を行うこと。
- ⑧ 紙屑入れの内容物を処理すること。
- ⑨ 壁面、扉部分及び間仕切りを水拭き又はから拭きすること。
- ⑩ 随時、点検し手直しを行うこと。

エ 室内部分(事務室、図書館、会議室その他専用室内)

- ① 自在箒を使用し床面を掃き、サニーモップを使用して、細かい埃や砂等を除去し、床面のつや出しを行うこと。
- ② 特に汚れが目立つ所は、洗剤をモップにつけて床面を拭き上げワックス塗布し、仕上げる。
- ③ 屑類はビニール袋に収集し、所定の場所に捨てること。
- ④ 床面に付着しているガム等をパテナイフ又は薬剤で除去すること。
- ⑤ 絨毯の床面は、電気掃除機で座埃等を除去すること。
- ⑥ 窓際又は壁面にある空調機器のパネル部分を水拭き又はから拭きすること。
- ⑦ 低所壁面、ロッカー、什器類の外面の埃を払うこと。
- ⑧ 金属部分の汚れた所は、適性クリーナーを使用し、拭き取ること。
- ⑨ 会議室等は、使用状況に応じて適宜、灰皿の処理、テーブル及び床の掃除を行うこと。灰皿は、一定箇所に収納すること。
- ⑩ 和室の畳の清掃を適宜行い、障子のある箇所は、はたきで埃を払うこと。
- ⑪ 出入口、ドアの埃を払うこと。
- ⑫ 随時、点検し手直しを行うこと。

オ 湯 沸 室

- ① 床面を掃き掃除すること。
- ② 床面を水拭きし、汚れの甚だしい場合は、中性洗剤等で洗浄すること。
- ③ 茶殻を処理し、容器を洗浄すること。
- ④ 流し台とその周辺を清掃すること。
- ⑤ 扉を水拭き、又は洗剤拭きすること。
- ⑥ 金属部分をから拭きし、磨きあげる。
- ⑦ 随時、点検し手直しを行うこと。

(2) 定期清掃

ア 毎月1回樹脂ワックス塗布清掃

- ① 玄関、玄関ホール
- ② 廊下、その他共用部分
- ③ 便 所
- ④ 室内部分(事務室図書館、会議室その他専用室内)等

- イ 毎年1回床洗浄ワックス仕上げ
 ③ 弓道場 等
 ※ 日常洗浄 …… 毎日1回の清掃(塵取り除き又は水拭き、乾布等)
 定期清掃 …… 毎月・毎年1回のワックス掛け清掃及び汚れに応じて床洗い清掃

2 利用者清掃範囲

主体育館、小体育館、弓道場

3 清掃資材及び消耗品の負担

- (1) 利用者清掃範囲の資材は、委託者の負担とする。
 (2) 館内で使用するトイレットペーパー、水石鹼は、委託者の負担とする。
 (3) 利用者清掃範囲以外の清掃資材は、受託者の負担とする。

4 清 掃 日

休館日及び年末年始(12/28～1/3)を除く毎日とする。

5 市民体育館施設面積及び窓ガラス面積

(1) 床 面 積

No.	階	室名	床面積 (㎡)	備考
1	1 階	主体育館	1,590	
2		ステージ	153	
3		小体育館	278	
4		図書室	220	
5		会議室	45	
6		視聴覚室、映写室	222	
7		弓道場	123	
8		事務室	80	
9		障害者観覧室	13	
10		医務室	18	
11		玄関ホール	397	
12		休憩室、控え室	48	
13		更衣室、シャワー室	78	
14		便所、洗面室	97	
15		器具類、倉庫、機械室	427	
16		その他	449	
17	2 階	ギャラリー	785	
18		玄関ホール	65	
19		便所	46	
20		放送室	34	
21		機械室	160	
22		その他	76	
合 計			5,404	

(2) 窓ガラス面積 478㎡

【 空気調和設備保守点検 】

1 月 1 回各種点検項目

(1) ボイラー点検(ボイラー室)

ア ポンプ電流値
 イ 水 圧
 ウ ガス圧
 エ 水 温
 オ 外 観
 カ 制御盤
 キ 燃焼状態
 ク 振動・騒音

(2) パッケージ型空調機点検(会議室・視聴覚室)

ア ファン電流値
 イ 圧縮機電流値
 ウ 圧縮機吐出圧力
 エ 圧縮機吸入圧力

(3) 排風機点検(機械室)

(4) 送・排風機全熱交換器点検(ファンルーム)

(提出書類)

書 類 名	提 出 日
着 手 届	契約後 7 日以内
現場代理人通知書	
業務担当者届	
工 程 表	
緊急時連絡体制表	
業務完了届 業務写真帳	完了後
業務点検記録簿 故障・修理報告書 業務打合せ記録簿 その他	その都度

○ 君津市民体育館 消防設備保守点検業務委託仕様書

(概 要)

第1条 この仕様書は、仕様の大要を示すものであるから点検の実施上付帯的に実施しなければならないものは、この仕様書に記載のないものでも、係員の指示に従い契約金額の範囲内で実施するものとする。

(保守点検消防設備)

第2条 君津市民体育館の消防設備は、別紙「消防設備明細」のとおりとする。

(保守点検内容)

第3条 保守点検内容は、消防庁告示第8号(昭和55年9月改正)に定める点検基準により行うものとする。

(1) 外観機能点検は、年1回行うものとする。

(2) 外観機能総合点検は、年1回行うものとする。

(点検者の資格)

第4条 点検を行う者は、消防設備士免状の交付を受けてる者、又は自治大臣が認める資格を有する者であるとし、点検作業中免状を携帯するものとする。

(保守点検業務上の注意)

第5条 保守点検業務を実施したときは、当該設備の点検結果について点検票を作成し、委託者に提出するものとする。

(工器具及び消耗品)

第6条 保守点検業務作業に要する工器具及び消耗品（プロテクター、電球、ヒューズ(扉シッターを除く)、蛍光管、グローランプ、ホースパッキン等]は、受託者の負担とする。

(工程等の打合せ)

第7条 受託者は、保守点検業務を実施しようとするときは、業務工程表に従って行うものとする。

(緊急時の対応)

第8条 受託者は、大雨、台風、火災、地震、事故等により管理施設に重大な支障を生じ、又は生じると予想される場合は、直ちに担当職員に連絡するとともに、緊急処置に応じる準備を行うものとする。

(雑 則)

第9条 本仕様書に明記されていない事項であっても管理上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うものとする。

2 業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じるものとする。

3 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

(提出書類)

第10条 受託者は、別表の書類を監督員と協議し、提出するものとする。

別 表

書 類 名	提 出 日
着 手 届	契約後 7 日以内
現場代理人通知書	
工 程 表	
緊急時連絡体制表	
業務完了届・業務写真帳	完了後
故障・修理報告書 業務打合せ記録簿 その他	その都度

【 別 紙 】

消 防 設 備 明 細				
設 備 名	項 目	単 位	数 量	備 考
消 火 器	粉末 1 0 型	本	3 6	
	粉末 2 0 型	本	2	
屋内消火栓設備	加圧送水装置	台	1	
	操作盤	台	1	
	消火栓ボックス	基	1 0	
自動火災報知設備	受信機 22/30	台	1	
	表示機	台	1	
	分布型感知器	台	8	
	差動式スポット型感知器	個	1 0 3	
	定温式スポット型感知器	個	5	
	煙感知器	個	5 4	
	発信機	個	1 0	
	音響装置	個	1 0	
	表示灯	個	1 0	
	予備・非常電源	式	1	
	消火栓起動装置	式	1	
非常放送設備	増幅器	台	1	
	非常電源	式	1	
	操作装置	台	1	
誘導灯設備	誘導灯	台	5 0	
防火扉設備	制御盤 5/10	台	1	
	煙感知器	個	1 2	
	防火扉	台	3	
	たれ壁	台	4	
	非常電源	式	1	
非常電源	自家発設備	式	1	
	蓄電池設備	式	1	

○ 君津市民体育館 防火対象物定期点検業務委託仕様書

1 業務内容

当該施設の用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて、総合的に点検するものとする。

2 委託する施設

(1) 所在地 君津市内箕輪一丁目地先

(2) 委託場所 君津市民体育館

3 委託期限

(各年度) 9 月 30 日

4 点検項目

別紙点検項目表による点検を実施後、防火対象物点検結果報告書を作成し、委託者の承諾を得て、君津市消防本部へ提出するものとする。

5 提出書類等

着 手 届

工 程 表

業務責任者届(点検資格者)

完 了 届

防火対象物点検結果報告書

○ 君津市民体育館 非常用自家発電装置 保守点検業務委託仕様書

(目 的)

第1条 本仕様書は、電気事業者からの送電が停止された場合に、君津市民体育館(以下「施設」という。)の非常用自家発電装置が、非常用電源として正常に作動するように保守点検することを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、施設の機能を十分発揮するように本仕様書のほか契約書、特記仕様書及びその他関係法令に基づき、効率的、経済的かつ安全に行うよう業務を履行するものとする。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 本装置の保守管理は、年間2回実施するものとし、その内容は機能点検1回、総合点検1回の保守管理を行うものとする。

なお、各点検において施設管理者の立会いを行うものとする。

(2) 保守点検作業基準は、次のとおりとする。

ア 機能点検

(ア) 作動状態の点検

点検方法 . . . 始動タイムスケジュール及びシーケンス確認

判定方法 . . . 所定電圧確立時間の計測10秒以内であること。

(イ) 設置状況の点検

点検方法 . . . 室内又はキュービクル内に水の浸透、配管等からの漏水の有無、点検操作上の障害、不要物の有無

判定方法 . . . 可燃物が周りに置かれていないこと。

水の浸透・水たまり等の有無

照明灯の球切の有無

(ウ) 表示等の有無

点検方法 . . . 自家発電装置・内燃機・制御装置等表示盤の有無

判定方法 . . . 標識表示が見やすい状況にあるか確認するものとする。

(エ) 始動装置の点検(蓄電池)

点検方法 . . . 電解液の比重、液温が適正か否か確認するものとする。

判定方法 . . . 電解液レベル、電槽ふた及び液口パッキンの破損による液漏れの有無の確認

比重はH S形では1.220(20℃)以上、各セル間の差は0.03以内であること

(オ) 制御装置の点検

周囲の状況の点検 . . . 異常がないこと

操作切替用開閉器の点検 . . . 異常がないこと

(カ) 計器類の点検

点検方法 . . . 内燃機、発電機、自家発電装置等々の計器類の指示が正常であるか点検

判定方法 . . . 各計器類の指示が適正であること、指針の作動が円滑であること

(キ) 燃料タンク及び冷却水タンクの点検

点検方法 . . . 燃料タンク・漏油の確認、油面計の適切な指示の確認、定格出力における連続2週間以上の運転に十分な量があること。

判定方法 . . . 冷却水タンク、漏水の有無の確認

(ク) 排気管及び筒の確認

判定方法 . . . 排気管周囲の可燃物の有無の確認

伸縮管、断熱覆等に破損亀裂の有無

支持金具の弛み有無を確認

貫通部のしゃ熱保護部の破損の確認の有無

(ケ) 配管の点検

判定方法 . . . 燃料・冷却水管の亀裂、漏れ、漏油、保温機の破損等の有無確認

- (コ) 発電機の点検
判定方法・・・ 無負荷で5分間運転し、所定の電圧と正常な周波数の発生の確認
- (サ) 内燃機の点検
判定方法・・・ 無負荷で5分間運転し、漏油、漏水、異音等異常ないことを確認
- (シ) 耐震装置の点検
判定方法・・・ 防震装置及び基礎ボルトが適正に維持されているか確認
- (ス) 予備品等の点検
判定方法・・・ 製造者標準の予備品、保守工具取扱説明書が備えてあることを確認

イ 総合点検

- (ア) 機能点検・・・ 機能点検内容に準ずるものとする。
- (イ) 保守装置の点検
点検方法・・・ 各装置の動力試験を行い異常ないことを確認
- (ウ) 調速機性能の点検
点検方法・・・ 瞬時全負荷遮断性能、瞬時負荷入性能
但し、発電機定格出力100%の負荷投入が出来ない場合は、省略するものとする。
- (エ) 負荷運転
運転方法・・・ 実負荷1時間とし、異常ないことを確認
ただし、発電機定格出力の負荷投入が出来ない場合は、省略するものとする。

(緊急時の対応)

第4条 受託者は、故障、災害、事故等により管理施設に重大な支障を生じ、又は生じると予想される場合は、直ちに担当職員に連絡するとともに緊急処置に応じる準備を行うものとする。

(安全管理)

第5条 受託者は、労働安全衛生法、同規則及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に、安全衛生管理に留意し、必要な措置を講じて労働災害の防止に努めるものとする。

2 事故防止のために保安全管理教育と防災訓練等を実施し、安全対策を安全管理計画書に記載するものとする。

3 安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ速やかに監督員へ連絡するものとする。

(創意工夫)

第6条 受託者は、常に、創意工夫を心がけ、業務の効率化を図り、施設の改造を必要とする場合には、監督員の指示に従うものとする。

(軽微な補修)

第7条 受託者は、業務により発見した不良箇所、故障箇所又は事故により発生した破損箇所のうち手工具、支給材料等を用いて修理可能なものについては、監督員と協議のうえ処置するものとする。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに、監督員に報告し、指示をうけるものとする。

(廃棄物の処理)

第8条 受託者は、ゴミ、汚泥、土砂その他これらに類するものの処分は、関係法令等に従い、適正に処分するものとする。

(業務報告)

第9条 受託者は、業務実績を明らかにするため、委託者が指示する報告書を提出するものとする。

（ 雑 則 ）

第10条 本仕様書に明記されていない事項であっても管理上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うものとする。

2 業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じるものとする。

3 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

（ 提出書類 ）

第11条 受託者は、別表の書類を監督員と協議し、提出するものとする。

別 表

書 類 名	提 出 日
着 手 届	契約後 7 日以内
現場代理人通知書	
工 程 表	
緊急時連絡体制表	
業務完了届 業務写真帳	完了後
業務点検記録簿 故障・修理報告書 業務打合せ記録簿 その他	その都度

○ 君津市民体育館 舞台装置保守点検業務委託仕様書

- 1 業務件名 君津市民体育館 舞台装置保守点検委託
- 2 業務場所 君津市内箕輪一丁目地先
君津市民体育館
- 3 点検箇所 舞台装置保守点検(ステージ)
- 4 点検種別 定期点検
- 5 点検作業事項

- (1) 全般にわたる外観目視点検
- (2) 機能点検
- (3) 機械類の点検整備装置各部の点検整備
- (4) 各部取付状態の確認
- (5) ボルト類の締め付け状態確認
- (6) 引網ロープの状態確認調整
- (7) 機械ピット内綱元周辺清掃
- (8) 異物の確認除去給油油脂
- (9) 安全装置の作動試験
- (10) 負荷電流測定
- (11) 絶縁抵抗測定
- (12) 制御盤操作盤点検
- (13) 総合運転確認
- (14) そ の 他

6 そ の 他

作業点検日は、指定管理者と調整するものとする。
作業時の安全については十分注意するものとする。

7 提出書類

着手時	着手届・作業主任者届
完了時	保守点検報告書・完了届

○ 君津市民体育館 バasketゴール保守点検業務委託仕様書

- 1 施設名 君津市民体育館
- 2 箇所名 君津市内箕輪一丁目地先
- 3 品名 折畳式Basketゴール
- 4 点検内容等
 - (1) 回転部の点検
 - (2) 各ブレース張り点検及び作動チェック
 - (3) 清掃
 - (4) バックボード水平、傾きの点検
 - (5) 上記の他各部点検及び増し締め
- 5 提出書類
 - (1) 着手届
 - (2) 作業主任者届
 - (3) 完了届
 - (4) 点検報告書

○ 君津市民体育館 油圧式高所作業台保守点検業務委託仕様書

- 1 施設名 君津市民体育館
- 2 箇所名 君津市内箕輪一丁目地先
- 3 品名 油圧式高所作業台(作業高さ 14 m)

4 点検箇所

ア 電動機

- (1) 電動機本体
- (2) 駆動用ベルト・カップリング
- (3) マグネット・スイッチ
- (4) 保護装置
- (5) 制御盤
- (6) バッテリー(直流仕様)
- (7) 充電器(直流仕様)
- (8) 配線

イ 下部台

- (9) 車軸
- (10) タイヤ
- (11) 自走装置
- (12) ロッドアーム類・ロックナット
- (13) 旋回板
- (14) 舵取り車輪
- (15) 注射ブレーキ
- (16) 台板

ウ 作業装置

- (17) シリンダー
- (18) 手摺
- (19) 作業テーブル
- (20) スライド旋回装置
- (21) 起伏装置
- (22) エアー抜き口

エ 油圧装置

- (23) 作動油タンク
- (24) フィルター
- (25) 配管
- (26) 油圧ポンプ
- (27) 油圧モーター
- (28) 各弁体
- (29) 回転継ぎ手

オ 操作装置

- (30) 操作レバー押しボタン等
- (31) 操作ペンダント・コード・パンタグラフ

カ 安全装置

- (32) アウトリガー
- (33) 手動降下装置
- (34) 手動上昇装置
- (35) 水準器
- (36) その他規制装置
- (37) 非常ハシゴ
- (38) ロックピン
- (39) ジャッキ

キ 総 合

- (40) 外 観
- (41) 総合テスト

5 提出書類

- (1) 着 手 届
- (2) 作業主任者届
- (3) 完 了 届
- (4) 点検報告書

○ 君津市民体育館 ボイラー保守点検業務委託仕様書

(目 的)

第1条 本仕様書は、君津市民体育館(以下「施設」という。)のボイラーの保守点検を行うことにより、施設を良好に維持し快適な環境を保つことを目的とする。

(業務の目的)

第2条 受託者は、施設の機能を十分発揮するよう本仕様書のほか契約書、特記仕様書及びその他関係法令に基づき効率的、経済的かつ安全に行うよう業務を履行するものとする。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) バーナー点検、整備

(2) 電気防食点検

2 対象物件は、次のとおりとする。

(1) 型式：TWF－116G(昭和57年9月製)

(緊急時の対応)

第4条 受託者は、故障、災害、地震、事故等により管理施設に重大な支障を生じ、又は生じると予想される場合は、直ちに担当職員に連絡するとともに、緊急処置に応じる準備を行うものとする。

(安全管理)

第5条 受託者は、労働安全衛生法、同規則及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し、必要な措置を講じて労働災害の防止に努めることとする。

2 事故防止のために保安全管理教育と防災訓練等を実施し、安全対策を安全管理計画書に記載するものとする。

3 安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ速やかに監督員へ連絡するものとする。

(創意工夫)

第6条 受託者は、常に創意工夫を心がけ業務の効率化を図り、施設の改造を必要とする場合は、監督員の指示に従うものとする。

(軽微な補修)

第7条 受託者は、業務により発見した不良箇所、故障箇所又は事故により発生した破損箇所のうち修理可能なものについては、監督員と協議のうえ処置するものとする。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに、監督員に報告し、指示をうけるものとする。

(業務報告)

第8条 受託者は、業務実績を明らかにするため業務報告書を提出するものとする。

(雑 則)

第9条 本仕様書に明記されていない事項であっても管理上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うものとする。

2 業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに対応するものとする。

3 維持管理を行う場合は、施設管理者へ事前に報告し、作業に支障のないよう行うものとする。

4 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

（提出書類）

第10条 受託者は、別表の書類を監督員と協議し、提出するものとする。

別 表

書 類 名	提 出 日
着 手 届	契約後 7 日以内
現場代理人通知書	
工 程 表	
緊急時連絡体制表	
業務完了届 業務写真帳	完了後
業務点検記録簿 故障・修理報告書 業務打合せ記録簿 その他	その都度

○ 君津市民体育館 排水ポンプ槽保守点検業務委託仕様書

(目 的)

第1条 本仕様書は、君津市民体育館(以下「施設」という。)排水ポンプ槽保守点検業務委託に適用し、施設を良好に維持し、快適な環境を保つことを目的とする。

(業務の目的)

第2条 受託者は、施設の機能を十分発揮するよう本仕様書のほか契約書、特記仕様書及びその他関係法令に基づき効率的、経済的かつ安全に行うよう業務を履行するものとする。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 点検内容

施設概要	業務内容
排水ポンプ槽	保守点検 月2回・清掃 年1回

2 保守点検及び清掃終了後は、報告書を提出するものとする。

(緊急時の対応)

第4条 受託者は、故障、災害、地震、事故等により管理施設に重大な支障を生じ、又は生じると予想される場合は、直ちに担当職員に連絡するとともに緊急処置に応じる準備を行うものとする。

(安全管理)

第5条 受託者は、労働安全衛生法、同規則及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し、必要な措置を講じて労働災害の防止に努めることとする。

2 事故防止のために保安管理教育と防災訓練等を実施し、安全対策を安全管理計画書に記載するものとする。

3 安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ速やかに監督員へ連絡するものとする。

(創意工夫)

第6条 受託者は、常に創意工夫を心がけ業務の効率化を図り、施設の改造を必要とする場合は、監督員の指示に従うものとする。

(軽微な補修)

第7条 受託者は、業務により発見した不良箇所、故障箇所又は事故により発生した破損箇所のうち修理可能なものについては、監督員と協議のうえ処置するものとする。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに、監督員に報告し、指示をうけるものとする。

(廃棄物の処理)

第8条 受託者は、ゴミ、汚泥、土砂その他これらに類するものの処分は、関係法令等に従い、適正に処分するものとする。

(業務報告)

第9条 受託者は、業務実績を明らかにするため業務報告書を提出するものとする。

(雑 則)

第10条 本仕様書に明記されていない事項であっても管理上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うものとする。

2 業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じるものとする。

- 3 維持管理を行う場合は、施設管理者へ事前に報告し、作業に支障のないよう行うものとする。
- 4 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

（提出書類）

第11条 受託者は、別表の書類を監督員と協議し、提出するものとする。

別 表

書 類 名	提 出 日
着 手 届	契約後 7 日以内
現場代理人通知書	
工 程 表	
緊急時連絡体制表	
業務完了届 業務写真帳	完了後
業務点検記録簿 故障・修理報告書 業務打合せ記録簿 その他	その都度

○内みのわ運動公園内公園施設管理業務委託仕様書

第1章 総則

第1節 総則

第1条 適用範囲

- (1) 本仕様書は、内みのわ運動公園内公園施設管理業務に適用し、施設を適正に管理することにより景観を良好な状態に保つことを目的とする。
- (2) 業務は、それぞれの作業に応じて本仕様書の定めに従い施行する。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、「土木工事共通仕様書 千葉県」等、君津市が定めた標準仕様書に準ずる。

第2条 業務の内容

- (1) 業務の内容は、次のとおりとする。

①芝生管理（草刈、施肥、灌水等）	4回以上／年
②樹木管理（剪定、刈込、植栽、病虫害駆除等）	1回以上／年
③トイレ清掃（体育館内含む）	6回／週
④園内清掃	随時
⑤花壇管理	2回以上植替え／年
⑥公園施設管理	適時
⑦その他	適時

第3条 費用負担

材料、作業の検査及び官公署等への届出手続きに必要な費用は、指定管理者の負担とする。

第4条 法令等の遵守及び手続の代行

- (1) 作業施行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。また、官公署への必要な届出等は、速やかに処理しなければならない。
- (2) 作業施行に関して関係官公署、付近住民、利用者との交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、速やかに担当課と協議すること。

第5条 軽微な変更

現地の状況などにより作業位置あるいは方法を多少変更するなどの軽微な変更は、担当課と協議のうえ施行すること。

第6条 施工計画書の提出

指定管理者は、公園管理業務に係る施工計画書を4月末までに提出し、承認を受けること。

第7条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び作業の細目については、担当課と協議のうえ、決定すること。

第8条 雑則

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても管理上必要な作業は、良識の判断に基づいて行うこと。
- (2) 業務に係る資料の提出を担当課が要求した場合は速やかに応じること。
- (3) 本仕様書に疑義を生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、協議のうえ定める。

第2節 作業の適正化

第9条 作業内容

作業内容については、すべて設計書、図面並びに仕様書に基づき、担当課の指示に従って作業しなければならない。

(1) 工程管理

指定管理者は、作業工程表により適正な施工管理を行うものとする。

(2) 事前協議

特に、施工時期の定められたもの及び施工時期を逸すると効果の期待できない作業並びに新規の作業については、担当課と事前に協議し、作業の進行を図ること。

(3) 早朝・夜間作業

作業の都合上、早朝・夜間作業を必要とする場合は、担当課の承諾を得ること。また、担当課が必要と認めた場合は、早朝・夜間作業を指示することがある。

(4) 休日等の作業

作業の都合上、休日等に作業を必要とする場合は、担当課の承諾を得ること。また、担当課が必要と認めた場合は、休日等の作業を指示することがある。

(5) 緊急作業

作業の都合上、担当課が必要と認めた場合は、緊急作業を指示することがある。また、大雨、台風、火災、地震、事故等により管理施設に重大な支障を生じ、又は生じると予想される場合は直ちに担当職員に連絡するとともに緊急処置に応じる準備を行うこと。

(5) 作業用機械器具等

作業用機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用すること。また、担当課が不適当と認めたときは、取り替えを指示することがある。

(6) 作業記録写真及び作業日誌

指定管理者は、業務全般にわたって作業日誌を作成するとともに作業を撮影し、業務完了後提出すること。

(7) 業務報告

指定管理者は、業務実績を明らかにするため、報告書を提出すること。

(8) 創意工夫

指定管理者は、常に創意工夫を心がけ業務の効率化を図り、施設の改造を必要とする場合には、担当課の指示に従うものとする。

(9) 軽微な補修

指定管理者は、業務により発見した不良箇所、故障箇所又は事故により発生した破損箇所のうち修理可能なものについては担当課と協議のうえ処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うとともに担当課に報告し、指示を受けなければならない。

第3節 安全管理

第10条 一般事項

(1) 指定管理者は、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。

(2) 指定管理者は、別途作業等と作業現場が隣接し、又は同一場所において施工する場合は、常に相互協調して安全管理に支障をきたさないよう処置すること。

(3) 農薬及び石油類等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて関係法規の定めるところに従い、万全の対策を講じること。

第11条 交通及び保安上の措置

指定管理者は、交通の障害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の事項に留意し、交通及び保安上十分な注意をすること。

(1) 交通及び保安に関係ある作業については、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な処置を施すこと。

(2) 作業のため通行を禁止又は制限する必要があるときは、担当課と協議の上、関係官公署の許可を得て、所定箇所に指定の標示をするなどの十分な処置を講じること。

- (3) 作業区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの通行に十分な施設を施すとともに必要に応じて交通整理員をおくこと。

第12条 事故防止

- (1) 指定管理者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害・迷惑を防止するため、必要な処置を講じること。
- (2) 指定管理者は、地上及び地下工作物、樹木等に損失を与えることのないよう、十分その指示を受けること。
- (4) 作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、応急処置等所要の措置を講じると共に事故発生原因及び経過、被害の内容等について遅滞なく担当課に報告すること。

第13条 作業現場

- (1) 指定管理者は、作業の安全を図るため、原則として作業箇所を1区画とし、作業関係者以外の進入を防止するため封鎖すると共に、作業標示板等必要な対策を講じること。
- (2) 作業標示板は、担当課の指示する場所に設置するものであり、特に担当課の指示のある場合は、その他の標示板(立入禁止、薬剤散布中、ペンキ塗りたて等)も設置すること。

第14条 作業用機械器具

- (1) 機械類を使用または移動する場合は、関係法規の定めを厳守し、架空線・埋設物・道路及びその他構造物に損傷を与えることのないよう注意すること。
- (2) 機械類を休止させておく場合、または操作している者が一時的に受持場所を離れる場合は、原動機を止め、電源を切る等事故防止に必要な措置を講じること。

第15条 現場の整理整頓

指定管理者は、機械器具、不用土砂等を交通及び保安上の障害とならないように、使用の都度、整理または現場外に搬出し、現場内は常に整理整頓しておくこと。

第4節 完 了

第16条 後片付け

指定管理者は、作業の完了に先立ち、速やかに不要材料を整理し、仮設物等を撤去して現場内外の清掃及び後片づけを完全に行うこと。

第17条 検査

完成検査においては、関係書類をそろえ、事務局長（施設総括管理者）が検査を行うものとし記録を残しておくこと。

第2章 管理作業

第1節 一般事項

第18条 適用範囲

樹木・蔓性植物・地被類・花壇等の管理作業に適用する。

第19条 植物への配慮

当該管理作業の目的及び管理作業が及ぼす影響の強さなどを十分理解し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持ってあたると、努めるものとする。

第20条 施設への配慮

当該施設並びにその周辺の施設及び車両等においては、その機能及び利用等に支障をきたすおそれのないよう十分注意し、万全の策を講ずると共に支障ある場合は、速やかに担当課に報告すること。

第21条 利用者その他への配慮

安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合においては、指定管理者の責任において処置すると共に速やかに担当課に報告すること。

第22条 枝葉等の処置

剪定・刈り取り・除草・草刈等によって生じる樹木の枝葉等の廃棄物は、適正に処理すること。

第2節 公園管理工

第23条 芝生管理

- (1) 草刈は、繁茂している雑草類と草刈機、その他の器具を用いて地際より丁寧に刈り取るものとする。
- (2) 作業は、樹木・地被類を傷つけないよう十分注意すると共に人畜車両等に損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に動力草刈機を用いるときは、十分注意すること。
- (3) 刈り取った雑草類等は、ただちに運搬処理すること。
- (4) 草刈は、標準作業数量として4回行うこととしているが、公園利用上支障がある場合随時草刈を実施すること。

第24条 樹木管理

- (1) 樹木の剪定に当たっては、樹木等の特性を生かし、かつ公園内、隣接道路等から見通しを良くするように剪定すること。（公園内樹木の支障枝について）
- (2) 低木のキョウチクトウなど成長が早い樹木については、強めの剪定をし、年間を通して見通しができるようにし、できるだけ防犯上危険箇所をなくすようにすること。
- (3) 低木剪定は、標準作業数量として1回行うこととしているが、公園利用上支障がある場合随時(支障枝)剪定を実施すること。

第25条 トイレ清掃

- (1) 作業中は、標示看板を掲げ、利用者に一時使用禁止であることを知らせること。
- (2) 便器に付着した汚物は、除去した後、薬品を使用して洗うこと。
- (3) 床及び壁は、水洗いし、床面に溜まった洗い水は、排水すること。
- (4) 壁は、汚物等を除去し、水で洗い流すこと。ただし、磁器タイル等は、内装仕上材が使用されている場合は、直接水をかけず、雑巾等を使用し、目地等を傷めないよう注意すること。
- (5) 蜘蛛の巣やほこりは、ほうき等ではらうこと。
- (6) 便器及び排水管に詰まった夾雑物は、除去し、水洗いすること。なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、速やかに担当課に報告するものとする。
- (7) 水洗いした夾雑物は、回収したゴミ等とともに適正に処理すること。

第26条 ゴミ収集

公園内に散乱しているゴミ、及びゴミ箱に入っているゴミを収集し、適切な処理をすること。

第27条 病虫害駆除

- (1) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準・使用方法を遵守すること。
- (2) 薬剤の希釈及び調合
 - (a) 乳剤・液剤については、正確に容積計測により計量し、水和剤・水溶剤は、重量計測により計量すること。

- (b) 薬剤は、その物理的及び化学的性質により調合不可能なものがあるので、必ず事前確認のうえ、調合すること。
- (c) 混合は、① 展着剤 ② 乳剤 ③ 水和剤④液剤・水溶剤の順に入れること。
- (d) 展着剤の量は、入れすぎても効果が低くなるため、規定量を計測して加えること。

(3) 薬剤の散布

(a) 散布前の注意

- ・薬剤の調合は、素手で行わないこと。
- ・薬剤及び容器の取扱に十分注意すること。
- ・気象条件の整った日を選定すること。(晴天または曇天の無風状態がよい。)

(b) 散布時の注意

- ・散布作業は、使用薬剤に明記された使用法に従って行うこと。
- ・風向に注意し、風上から風下に向かって散布すること。
- ・散布区域に第三者が近づくことがないように誘導すること。
- ・散布樹木に対し、あらゆる方向から適量かつむらなく散布すること。なお、散布適量とは、枝葉面の表面全体に霧状に薬剤が付着している程度である。
- ・使用する動力噴霧器は、高木先端部まで届く必要があるため、作業に応じた能力のあるものでなければならない。

第28条 施肥

生育の不良箇所、利用により枯れてしまった箇所は、植え替え等の修繕を行うとともに、所定の施肥量を芝生面にむらのないよう、均一に散布すること。

第3節 その他

第29条 庭球場施設及び設備等の維持管理について

業務の内容は、庭球場施設の管理作業、清掃及び整理整頓に関すること。
更衣室清掃、側溝清掃、用具庫、周辺清掃は、適宜行うものとする。
コート管理は、転圧整備等雑草除去及び状況に応じて表層不陸整備を行うこと。
また、水撒きやローラー掛けは随時行い、適度な砂入れと季節に応じて塩カルを適度に撒くこと。
特に、冬場に1週間以上コートを使わないときには、コートに撒くようにすること。

第30条 陸上競技場及び野球場施設(多目的広場を含む。)の維持管理について

業務の内容は、陸上競技場及び野球場施設の管理作業、清掃及び整理整頓に関すること。
陸上競技場及び野球場周辺の草刈等は、適宜行うものとする。
また、陸上競技場トラック及び野球グラウンドの管理は、転圧整備等雑草除去及び状況に応じて表層不陸整備を行うこと。

第31条 管理車両の進入について

園路の進入の際は、舗装等施設を傷めないよう注意を行うこと。

第32条 環境配慮

君津市役所の取組んでいる環境配慮活動及び地球温暖化対策に取り組むこと。
(再生資材等の活用、グリーン購入等)